

# 石川県公報

平成 29 年 7 月 4 日  
第 13017 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		公 告	
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○白山手取川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更の認可 (水産課)	3
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	1	○小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請す べき期間 (同)	4
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○一般競争入札の落札者等 (警察本部)	4
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	○石川県告示第340号及び第341号の公布公告 (危機対策課)	5
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2		
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の変更登録 (農業安全課)	2		

## 告 示

### 石川県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	住 所	指定年月日
川江 誠也	加賀市山代温泉北部3丁目5番地ソアブラン セ201	平成29年6月21日

### 石川県告示第343号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	住 所	指定年月日
川江 誠也	加賀市山代温泉北部3丁目5番地ソアブラン セ201	平成29年6月21日

### 石川県告示第344号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
藤井脳神経外科病院	金沢市古府1丁目150番地	平成29年6月25日	平成32年6月24日
社会医療法人財団董仙会 恵寿金沢病院	金沢市下新町6番26号	平成29年7月1日	平成32年6月30日

### 石川県告示第345号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	W不倫 寝取られ妻と小悪魔娘	オ ー ピ ー 映 画
〃	密室タクシー 汚された聖女たち	新 日 本 映 像
〃	ニッポン色合戦 初物食いの奥さんたち	〃
〃	アンダー・ハー・マウス（原題）BELOW HER MOUTH	シ ン カ（カ ナ ダ）

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

平成29年7月4日

### 石川県告示第346号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2017年8月号 (04333-08)	(株)エイダブリュコーポレーション 金 沢 支 社
〃	NaiNaiプレス北陸 2017年8月号 (06805-08)	電 王 堂 出 版 (株)

#### 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

平成29年7月4日

### 石川県告示第347号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 変更登録年月日及び登録番号  
平成29年7月4日 17012
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
珠洲市農業協同組合  
表野 悦夫  
珠洲市野々江町ユ部40番地1
- 3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
(変更前) 国内産農産物(玄米、大豆)  
(変更後) 国内産農産物(玄米、大麦、大豆、そば)
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 登録検査機関が農産物検査を行う区域  
石川県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	
登 谷 隆	珠洲市大谷町17-19-1	新	玄米、大麦、大豆
		旧	玄米、大豆
坂 下 雅 樹	珠洲市野々江町ハ93	新	玄米、大麦、大豆、そば
		旧	玄米、大豆
新 出 隆 文	珠洲市野々江町ヤ4-1	新	玄米、大麦、大豆
		旧	玄米、大豆
向 誠	珠洲市馬縹町19-6	新	玄米、大麦、大豆、そば
		旧	玄米、大豆
前 順 司	珠洲市三崎町雲津レ139-2	新	玄米、大麦、大豆
		旧	玄米、大豆
谷内口 真	珠洲市宝立町馬渡30-13	新	玄米、大麦、大豆
		旧	玄米、大豆
新 出 雄 基	珠洲市三崎町寺家ケ-69	新	玄米、大麦、大豆
		旧	玄米、大豆
中 町 祐 美	珠洲市片岩町ヌ-2	新	玄米、大麦、大豆
		旧	玄米、大豆
永 井 美智子	珠洲市若山町宇都山2-82	新	玄米、大麦、大豆
		旧	玄米、大豆

## 石川県告示第348号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、白山手取川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 漁業権者の名称及び住所  
白山手取川漁業協同組合  
白山市鶴来本町4丁目エ43番地2
- 2 漁業権の免許番号  
内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号及び内共第24号
- 3 認可に係る変更の内容

(1) 次のとおり遊漁規則第4条第3項を改正する。

C地区の流し網、投網の対象者は、平成28年度県網許可受給者で、組合より毎年の遊漁承認証を交付された者に限る。

(2) 次のとおり遊漁規則第7条第1項の表を改正する。

魚 種	区 域	漁 具 漁 法	期間	遊漁料
あゆ	内共第5号	流し網及び投網	1年	13,000円
	内共第24号	竿釣(毛針釣)	1年	3,000円
		竿釣(友釣)		5,000円
		流し網及び投網(平成28年度県網許可受給者に限る)		8,000円
	内共第5号及び内共第24号共通	竿釣(毛針釣、友釣)	1日	2,000円
		竿釣(毛針釣)	1年	5,000円
竿釣(友釣)		7,000円		
やまめ(さくらます)及びいわな	全内共共通	竿釣	1日	3,000円
	内共第6号、第7号、第8号、第9号及び内共第5号のうち手取川本流以外		1年	5,000円
				8,000円
内共第5号のうち手取川本流及び内共第24号(内共第24号はいわなを除く)				

(3) 次のとおり遊漁規則第8条第2項を改正する。

平成28年度県網許可受給者(県規則第6条関係)から遊漁承認証の交付申請を受けたときは、様式1の遊漁承認証を県網許可受給者に交付するものとする。

4 変更認可年月日

平成29年6月26日

5 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年6月26日

#### 石川県告示第349号

石川県漁業調整規則(昭和40年石川県規則第1号)第8条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

平成29年7月10日から同月31日まで

#### 石川県告示第350号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

指掌紋情報管理システム装置賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県警察本部警務部会計課

金沢市鞍月1丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成29年6月12日

- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社  
東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
316,467,648円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年4月25日

**公 告**

石川県告示第340号及び第341号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成29年7月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県告示第340号**

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成29年石川県条例第8号）第2条第2項の規定により、火口域として知事が定める区域を次のとおり定め、公表の日から施行する。

平成29年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

（「次」は省略し、その図面を石川県危機管理監室危機対策課及び白山自然保護センターに備え置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第341号**

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成29年石川県条例第8号）第2条第4項の規定により、登山活動団体として知事が定める者を次のとおり定め、公表の日から施行する。

平成29年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地
公益社団法人日本山岳ガイド協会	東京都新宿区三栄町18
株式会社エフ・イー・エス	東京都新宿区西新宿8-19-2

